

# 宇都宮市景観条例【概要版】

## 条例の必要性

良好な景観の形成のためには、市民、事業者、市が一体となって、景観づくりに取り組むことが必要である。景観法が施行され、法に裏づけされた景観形成に関する規制・誘導を実現することが可能となった。平成19年9月、法の制度に基づく景観計画を活用するため、「宇都宮市景観計画」を策定した。本計画の運用にあたっては、「計画の手続」や「景観形成重点地区」など景観計画に関する事項を条例で定める必要がある。

## 条例の主な内容

### 1 目的(第1条関係)

景観法の施行について、本市における良好な景観形成のための基本理念その他必要な事項を定めることにより、美しい景観と潤いのある豊かな生活環境の創造に資することを目的とする。

### 2 基本理念(第2条関係)

良好な景観は、地域の特色を尊重し、豊かな自然と歴史的・文化的資源を守り、育てるとともに、魅力ある街並みと活力ある地域社会を創り出し、我が街の誇りとなるように形成されなければならない。良好な景観の形成の実現に当たっては、市民、事業者及び市が互いに協力し、一体的な取組がなされなければならない。

### 3 景観審議会、景観計画の策定の手続等(第3条、第4条関係)

景観計画の策定又は変更するときは、景観に関する専門的な意見等を聴く第三者機関として、景観審議会において景観に関する重要な事項を調査審議する。景観計画は、基本理念に即したものでなければならない。景観法施行令(平成16年政令第398号)第7条の規定により条例で定める一団の土地の区域の規模は、0.1ヘクタールとする。

### 4 景観形成重点地区等(第5条関係)

積極的な景観形成を目指すべき地区として、「景観形成重点地区」を指定することができる。0.1ヘクタール以上の一団の土地の区域内の市民又は事業者の要請により、積極的に景観形成に取り組む地区として、「景観形成推進地区」を指定することができる。

### 5 指導、助言及び勧告(第7条関係)

地域の特性に十分配慮しながら、行為の制限に基づき景観形成の適正な誘導を図り、必要に応じて指導や助言を行うとともに、勧告により届出制度の適正な運用を図る。

### 6 適用除外(行為の届出等)(第8条関係)

景観計画では、大規模行為について届出の対象とするため、条例で適用除外を定める必要があり定めるもの。大規模行為=高さ10mを超えるもの、又は建築面積1,000㎡を超えるものの建築行為など

### 7 その他(第9条関係)

景観形成重点地区や景観形成推進地区、景観重要建造物や景観重要樹木の指定は告示をする。

## 【参考】宇都宮市景観条例のイメージ

